

本渡北地区社会福祉協議会会則

(名称)

第1条 本会は、本渡北地区社会福祉協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、本渡北地区住民等の社会福祉に対する意識の高揚に努め、地域社会の福祉事業の充実と推進を図ることにより、明るく住みよい地域社会の実現を目指すことを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、本渡北地区在住者で本会の目的に賛同する者をもって組織する。

(事務所)

第4条 本会の事務所を「天草市今釜町10番43号、本渡北地区コミュニティセンター」内に置く。

(事業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域社会の福祉に関する調査及び資料収集を行い、これに対する施策並びに実践活動に関すること。
- (2) 社会福祉事業に対する住民の理解と関心を高め、ボランティア活動を広めること。
- (3) 天草市社会福祉協議会本渡支所が行う事業に協力すること。
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事項。

(役員等)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 事務局長 1名

2 前項の役員は、会長は地区振興会長を、その他の役員は区長会代表、民生児童委員協議会代表、青壮年会連絡協議会代表、老人クラブ連合会代表等をもって充てる。

3 本会の会計事務及び業務の執行状況を監査するため、監事2名を置く。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代行する。

3 理事は、本会の運営等について審議する。

4 事務局長は、本会の経理及び事務にあたる。

(役員を選任)

第8条 役員及び監事は、総会において選任する。

(役員等の任期)

第9条 役員及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の役員及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(総会)

第11条 総会は、各行政区長及び地区振興会役員をもって構成し、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時にこれを開くことができる。

2 総会の議決事項は、次のとおりとする。

- (1) 会則の改廃
- (2) 事業計画及び予算の承認
- (3) 事業実績及び決算の承認
- (4) 役員の改選
- (5) その他、本会の運営について特に議決を必要とする事項

3 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

(役員会)

第12条 役員会は、会長が必要と認めるときにこれを招集し、次の事項について審議する。

- (1) 総会に提出する議案に関する事項
- (2) 会計の執行、経費の支出及び財産管理に関する事項
- (3) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) その他、会長が付議した事項

(経費)

第13条 本会の運営は、補助金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

この会則は、平成20年2月14日から施行する。

この会則は、平成22年4月28日から施行する。

この会則は、平成25年4月1日から施行する。